第7回 建設厚生委員会記録

1 日 時 平成29年12月11日(月) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 5名

 委員長堀川義徳
 委員 関根正明

 副委員長八木清美
 " 山川香一

委 員 渡辺幹衛

4 欠席委員 0名

5 欠 員 1名

6 職務出席者 1名

議 長 植 木 茂

7 説明員 5名

 市
 長
 入村
 明
 健康保険課長
 見波淑江

 建設課長
 杉本和弘
 環境生活課長
 岡田雅美

福祉介護課長 葭原利昌

8 事務局員 3名

 局
 長
 岩
 澤
 正
 明
 主
 事
 齊
 木
 直
 樹

 庶
 務
 係
 長
 池
 田
 清
 人

9 件 名

議案第80号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について

議案第88号 指定管理者の指定について(妙高市高齢者生産活動センター)

議案第89号 指定管理者の指定について (障がい者就労支援施設パン工房)

議案第91号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第5号)

議案第92号 平成29年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

議案第93号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第3号)

10 所管事務調査

渡辺幹衛委員

- 1 市道橋落橋防止装置の溶接不良に関する検討結果について
- 2 台風第21号による当委員会所管の被害状況と普及スケジュールについて
- 3 有害鳥獣対策について
- 4 次期介護保険計画について
- 5 精神障がい者支援について

○委員長(堀川義徳) ただいまから建設厚生委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第80号の条例関係1件、議案第88号及び議案第89号の指定管理者の指定2件、議案第91号の所管事項、議案第92号及び議案第93号の補正予算3件の計6件であります。

議案第80号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について

- ○委員長(堀川義徳) 議案第80号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) おはようございます。ただいま議題となりました議案第80号 妙高市手数料条例の一部 を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定の経過措置が平成30年3月31日で満了となることから、平成30年4月1日以降の介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定更新の際の手数料を徴収するため、妙高市手数料条例の一部を改正したいものであります。

主な改正追加部分について御説明申し上げます。1枚おめくりください。別表第2中、第1項第3号、上から7行目の(3)でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問サービスと通所サービス、もしくはどちらか一方を行っている事業者が介護予防・日常生活支援総合事業に加え、新たに居宅サービス事業を一体的に運営しようとする場合、8700円を徴収するよう規定するものであります。

中段の第13項第1号(1)でございますが、その下の第2号から第4号以外の、これから新たに介護予防・日常 生活支援総合事業の訪問サービスと通所サービス、もしくはどちらか一方を運営する場合は2万4700円を徴収する よう規定するものであります。

その下の第2号につきましては、居宅サービスの事業者が居宅サービス事業に加え、新たに介護予防・日常生活 支援総合事業の訪問サービスと通所サービス、もしくはどちらか一方を一体的に運用しようとする場合、8700円を 徴収するよう規定するものであります。

第3号につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問サービスのうち、基準型サービス、緩和型サービスのどちらか一方を行っている事業者が、基準型と緩和型を一体的に運営しようとする場合、8700円を徴収するよう規定するものであります。

次のページの第4号につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の通所サービスのうち、基準型サービス、 緩和型サービスのどちらか一方を行っている事業者が、基準型と緩和型を一体的に運営しようとする場合、8700円 を徴収するよう規定するものであります。

一番最後の第14項につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問サービスと通所サービス、もしくは どちらか一方を行っている事業者が指定の更新をする場合、8700円を徴収するよう規定するものであります。

なお、手数料の額につきましては、県及び当市の介護保険関係手数料と同額としたいものであります。

以上、議案第80号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第80号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 課長の説明でわかりそうでわかりにくいんですけど、今2万4700円だった事業者が今度は 8700円で済む場合も出てきますよね。それは、ここに最後参考資料に事業者数と書いてありますけど、このうちど んな人というか、どのくらいの事業所がそれに該当するようになるんですか。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 現在総合事業につきましては、基準型訪問サービス、それから緩和型の訪問サービスがそれぞれ10事業所ございます。それから、通所サービスにつきましても、基準型で13事業所、それから緩和型で12の事業所がございます。それぞれ今現在実施されているわけでございます。この事業所の皆様方がこれからも引き続きずっと同じようにやっていくんだといった場合でございますが、まず基準型あります。訪問で10事業所、それから通所で13事業所がございます。合わせますと基準型で23事業所になります。こちらの基準型につきましては、今後の手数料条例の改正に伴いまして、今度また更新の時期を迎えるわけでございますが、そのときには8700円、更新でございますので、8700円掛ける23ということで20万100円を頂戴することになります。同様に緩和型でございますが、こちらも訪問で10の事業所、通所で12事業所ございます。合計22の事業所がございます。こちらについても、今後更新の時期を迎えた際には8700円掛ける22の事業所ということで19万1400円を頂戴するということになります。したがいまして、今と全く同じ場合でいけばそれぐらいの状況。新たな新規の参入の事業所が入ってきたら、またそれぞれ頂戴するという状況でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) それじゃ、事業所にとってはこれはメリットがあるということなんですね。安くなるんですよね、この表だけから見れば。それはわかりました。それで、もう一つお尋ねしたいんですけど、参考資料の2、事業構成及び事業内容のところの一番右側、事業内容の3番目に保健、医療の専門職が心身の機能低下がある者に対し、訪問による指導、助言を行うとありましたけど、ちょっとお尋ねしたいんですけど、身のほうはわかるんですけど、心のほうのときはどのような対応しているか。そして、それは市民の側のニーズに対してはどのような充足になっているかお尋ねします。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 今の短期集中型訪問サービスかと思います。こちらについては、当市の職員が直営で実施しているものでございまして、健康運動指導士が自宅訪問しながら、1回につき大体2時間ぐらい指導を行っているものでございます。28年度の実績といたしますと、こちらの短期集中型につきましては、14人の方に指導を行っている状況でございます。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第80号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第88号 指定管理者の指定について(妙高市高齢者生産活動センター)

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第88号 指定管理者の指定について(妙高市高齢者生産活動センター)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第88号 指定管理者の指定について(妙高市高齢者生産 活動センター)について御説明申し上げます。

本案は、平成30年3月末日をもって指定期間が満了となる妙高市高齢者生産活動センターの指定管理者について、引き続き指定管理者による管理を行わせるため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者につきましては、これまでと同様に公益社団法人妙高市シルバー人材センターを指定するものとし、 指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間としたいものであります。

以上議案第88号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第88号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 関連でお尋ねしたいんですけど、指定管理者の住所書いてありますけど、これは姫川原のこの建物そのものの住所ですよね。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) そのとおりでございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) そうすると、今まであった白山町というか、上中地内かもしれませんけど、あれの扱いはど のようになっていますか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 今現在は行政財産のままということです。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) あそこは、指定管理者も何もなしの言ってみれば空き家扱いなんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 当課で管理をしているということです。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) あそこで補助金をもらって講習会もやっているような気がするんですけど、そういう点では この指定管理者にあそこも例えば分館とか、支館とかといってお願いする、そんなつもりは、将来的な話はないん ですか。あれは、用途が決まればそこへ転用するか、壊すか、そんなような、先行きはどういうふうに考えておる んですか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 既存の建物の将来的な扱い方でございますが、いろいろと庁内でも今後どういうふうな活用の仕方があるんだといったところでは今調整をしておりますし、今また私どもあの建物につきましては、昭和54年につくられましたが、国庫補助金も約6000万、それから県の補助金についても約3000万入っている建物でございます。そういったこともあるものですから、補助金交付の所管省でありました農林水産省に事前にその協議が必要でありますので、そこら辺の取り扱いについて今県を通して照会をしている、そんな状況でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) 姫川原のほうに拠点を移しまして非常に頑張っていらっしゃるんですが、ここ数年若干利用

者数が減少しておりますけれども、その原因についてお尋ねします。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 過去3カ年の利用状況を見てみますと、研修ですとか、会議での各部屋の貸し出しによります利用者人数、これについては横ばいでございます。生産活動グループの活動の回数の減が減っている状況となっております。その中でもちょっと詳しく見てみましたら、障子、ふすまのグループなんですが、平成26年度は7人ほどで半日活動をしておりました、毎日なんですが。今度27年度からは、4人、5人ほどで1日活動としたといったことで、そんなことで利用者数が減少したのではないかなというふうに思っておりますし、一番多く頻繁に活動されている陶芸グループもあるんですが、この陶芸グループにつきましても、26年度のときは1回当たり4.8人の活動、それが28年には1回当たり4.4人の活動といったことで若干減っている。それの積み重ねでこういうような状況になっているということでございます。
- ○委員長(堀川義徳) 山川委員。
- ○山川委員(山川香一) 1点だけ質問させてください。指定管理者施設の実績にあります支出額の主たるものはどのようなことになっているか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 28年度で申し上げますと260万ほどになっております。主な内容といたしましては、一番 多いのが需用費でございます。具体的には、光熱水費がやはり一番多うございました。その次には燃料費でござい ます。それから、2番目には人件費でございますが、具体的には施設管理、清掃、警備等々の業務という内容でご ざいます。それから、3番目は使用料及び賃借料ということでは電話料とか有線、こういった内容でございました。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第88号 指定管理者の指定について(妙高市高齢者生産活動センター)は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号 指定管理者の指定について (障がい者就労支援施設パン工房)

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第89号 指定管理者の指定について(障がい者就労支援施設パン工房)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第89号 指定管理者の指定について(障がい者就労支援施設パン工房)について御説明申し上げます。

本案は、平成30年3月末日をもって指定期間が満了となる障がい者就労支援施設パン工房の指定管理者について、引き続き指定管理者による管理を行わせるため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者につきましては、これまでと同様に社会福祉法人ほっと妙高を指定するものとし、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間としたいものであります。

以上議案第89号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第89号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) この施設につきましては、指定の理由にも書かれているように、利用者から一般就労へ11人があったと。そういう点では評価すべき内容だと思います。若干利用者数が延べ数で減っているという問題はあるかもしれませんが。それで、課題なんですけど、今の状況だけ教えてください。やっぱり販路が問題なんでしょうね。学校給食では今どのようになっていますか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) まず、販路の問題でございます。今米粉パンをつくって主な販売先でございますが、学校給食、これ月1回提供していると。それ以外でございますが、まず自分たちの独自のパン工房内の売店、火曜日、木曜日に販売している。それから、いきいきプラザのクリエ、月曜日、それから妙高市役所の本庁舎では金曜日に販売をしております。それから、あと福祉関係の施設でございますが、にしき園ですとか、ケアハウス新井ですとか、グループホーム新井でも何回か行っておりますし、高田特別支援学校でも行っております。そのほかには、市民活動支援センターで月2回というような状況で、今後とも販路拡大に力を傾注してまいりたいと思っております。学校給食の関係でございます。パン製造そのものにつきましては、平成28年度の状況で、全部のパンの販売の個数でいきますと5万4352個つくっております。そのうちの学校給食が半分以上の2万8954個、それから一般販売としてその残りの2万5398個と、そんなような状況になっております。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 収支でばらつきが26年から28年にありますが、主立ったものはどのようなものでこのばらつきが出ているのか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) まず、27年度の収入額がぐんと上がっております。676万4000円と上がっておりますが、26と27を比較をする中では、やはり今ほども申し上げました販路拡大というふうなことで、イベント販売等を活用して一般販売用のパンの売り上げが伸びたといったところで、26年からは600万円台になってきているという状況でございます。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第89号 指定管理者の指定について (障がい者就労支援施設パン工房) は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第91号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第5号)のうち当委員会所管事項

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第91号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第5号)のうち当委員会所管 事項を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(杉本和弘) ただいま議題となりました議案第91号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第5号) のうち、建設課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。17ページをごらんください。一番下の11款2項1目公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、台風21号で被災し、国の補助事業により復旧を図ることとした8カ所の災害復旧工事を行うに当たり、工事費に不足が生じることから、増額補正を行いたいものであります。

次に、歳入について申し上げます。戻っていただいて9ページをごらんください。中ほどの15款1項3目災害復 旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金は、今ほど歳出で説明いたしました台風21号による公共土木施設 の災害復旧事業に対する国からの負担金であります。

最後に、11ページをごらんください。22款1項8目災害復旧債の補助災害復旧事業のうち公共土木施設分につきましては、台風21号による公共土木施設の災害復旧事業に対する地方債であります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第91号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第 5号)のうち、福祉介護課分につきまして御説明申し上げます。

まず、歳出について説明申し上げます。12ページ、13ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費介護保険特別会計繰出金417万円につきましては、平成30年度介護保険制度改正や社会保障・税番号制度情報連携システムのプログラム変更に対応するため、介護保険システムの改修経費について、介護保険特別会計に繰り出しを行いたいものであります。

続いて、このページ下段から15ページをごらんください。 3 款 1 項 4 目心身障がい者福祉費、障がい者自立支援 事業のうち委託料の57万8000円につきましては、社会保障・税番号制度情報連携システムのプログラム変更に対応 するため、障がい者福祉システムの改修を行うものであります。また、身体障がい児(者)補装具交付修理769万9000円 につきましては、高額な補装具のつくりかえ利用者が増加したことに伴い、扶助費が不足することから、増額した いものです。

続いて、障がい者日常生活支援事業の外出介護事業給付費177万円につきましては、利用者の増加に伴い、扶助費が不足することから増額したいものです。

次に、歳入について説明申し上げます。戻りまして、8、9ページをお開きください。上段の15款1項1目障がい者自立支援給付費等負担金384万9000円、16款1項1目障がい者自立支援給付費等負担金192万4000円は、今ほど説明させていただきました身体障がい児(者)補装具交付修理に伴う国・県の負担金であり、中段の15款2項2目障がい者地域生活支援事業費補助金88万5000円、16款2項2目障がい者地域生活支援事業費補助金44万2000円は、同様に障がい者の外出介護事業給付費に伴う国・県の補助金であります。

また、15款2項2目4節社会保障・税番号制度システム整備費補助金168万1000円のうち、51万8000円は介護保険システムの改修に、38万5000円は障がい者福祉システムの改修に伴う国の補助金であります。

以上で福祉介護課の説明を終わります。

- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 続きまして、健康保険課所管分について御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げます。12、13ページをお開きください。下段、3款1項1目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金の64万8000円につきましては、社会保障・税番号制度情報連携システムのプログラム変更に対応するため、システム改修経費について一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出しを行いたいものであります。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第91号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 所管事務調査でも項目は出してあるんですけど、なるべく少なくするようにここでお尋ねします。17ページに災害復旧のところで市道及び普通河川の災害復旧工事、先ほど課長の説明では8カ所の不足分とありましたけど、この提案説明のときも30日にありましたが、もう一度確認したいと思います。どことどこが工事するようになったか、ちょっと聞き取れるようにゆっくり説明してください。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 8カ所でございますが、まず市道大濁小局線、これは大濁地内でございます。市道上濁川寸 分道線、これは東菅沼地内でございます。市道上馬場木成線、これは上馬場地内でございます。市道大谷桶海線、 これは大谷地内でございます。市道坪山線、これは坪山地内でございます。市道下樽中樽線、これは下樽地内でご ざいます。市道大鹿東部28号線、これは大鹿地内でございます。市道下濁川大貝線、これは中横山地内ということ で、計8カ所でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 障がい者自立支援事業で障がい児の補装具の主立ったものはどういうものでしょうか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 補装具いろいろな種類があるんですが、主なものといたしましては、義手、義足、それ から車椅子などという内容でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 義手とか、義足だと、大体どのくらいのものでどのくらい負担するものか、ちょっとお聞かせください。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 今回の補正も相当な額になっているんですが、その主な内容として、義足の関係がございました。こちらの方の場合は、やはり膝を曲げる動作がスムーズに行えるように、コンピューター制御型の部品を使っていると。それの修理といったところで、公費の負担額としては300万ということでございます。利用者の負担につきましては、いろいろとありますが、原則は1割負担でございます。ただ、その所得等に応じまして上限設定を設けているという状況でございます。それから、義手の方もいらっしゃいまして、こちらの方につきましても、物をつかむことですとか、重いものを持った際の動作がスムーズに行えるようにという内容でございますけれども、200万ぐらいと、そんな状況でございます。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第91号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第5号)のうち当委員会所管事項については原案のと おり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第91号のうち当委員会所管事項については原案のとおり可決されました。

議案第92号 平成29年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第92号 平成29年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題 とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長(見波淑江) ただいま議題となりました議案第92号 平成29年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計 補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。特10、11ページお開きください。1款1項1目13節国保運営事業(一般管理費)の64万8000円の増額につきましては、社会保障・税番号制度情報連携システムのプログラム変更に対応するため、システムの改修を行うものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして特8、9ページをお開きください。9款1項1目2節その他一般会計繰入金の64万8000円の増額につきましては、今ほど説明いたしましたシステム改修費に関する繰入金を調整したいものであります。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第92号に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第92号 平成29年度新潟県妙高市国民健康保険特別計補正予算(第2号)については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第93号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第93号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正 予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。特10ページ、11ページをごらんください。 1 款 1 項 1 目一般管理費の 548 万円の増額につきましては、平成30年度介護保険制度改正や社会保障・税番号制度情報連携システムのプログラム変更に対応するため、システムの改修を行うものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。戻りまして、特8、9ページをお開きください。今ほど説明させていただきました介護保険及び社会保障・税番号制度システムの改修に対する国庫補助金や一般会計繰入金を調整したいものであります。

以上、議案第93号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第93号に対する質疑を行います。 渡辺委員。

- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 今の歳入歳出の問題で見ますと、国庫補助金の比率が低いような気がしますけど、これはど んなふうなルールになっていますか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 補助金の関係でございますが、介護保険のシステム改修の関係につきましては、国庫補助金が定額で来ておりまして、そのため、合わせて131万円というふうになっているものでございます。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第93号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

○委員長(堀川義徳) 引き続き所管事務調査を行います。

通告がありますので、発言を許します。

渡辺委員。

○渡辺委員(渡辺幹衛) じゃ、5点ほどなるべく簡単にいたします。

最初の市道橋落橋防止の資料いただいたんですけど、郵送で届きました。最初に、27年11月に皆様にお知らせしましたと書いてありますけど、私自身も余り認識としてはなかったんですけど、この点について経過と、何が問題でそれがどういうふうに変わったから、こういう資料のお知らせになったのかお尋ねしたいと思います。

○委員長(堀川義徳) 建設課長。

○建設課長(杉本和弘) 落橋防止の溶接不良の関係につきましてちょっと御説明をさせていただきますが、その前に皆さんに11月21日にお配りしました資料につきまして、今回もお配りをしておりますけども、1ページ目の2番、検討結果のこのたびの溶接不良は曲げ引っ張りと書いてありますけども、この「曲げ」を取っていただきたい。ちょっとうちのほうで間違いがございましたので、おわびして訂正をしたいと思います。

それでは、お配りをしました4ページをごらんください。まず、平成27年8月に京都府内の橋梁において、久富産業製作の落橋防止装置に製品不良があることが国土交通省の発表で判明いたしました。当市では、平成24年に橋梁長寿命化事業として落橋防止装置を設置した一之橋、これは旧国道18号の県境、関川にかかる橋でございますけども、同社製品を使用しており、再検査の結果、落橋防止の溶接不良を確認したものでございます。工事の概要でございますけども、落橋防止装置6基、それと伸縮装置、塗装の塗りかえを行ったものでございますが、そのうちの落橋防止装置6基につきまして、全てで溶接不良が確認されたというものでございました。その当時の今後の対応といたしましては、不良製品の補修実施時期や方法については国に準じて行うこととしたいということと、国では瑕疵担保10年を適用することにしたんですけども、補修命令時期等は検討中であり、国に準じた対応をとる予定だということと、橋の落橋防止装置は大規模地震発生時に橋の落下を防止するものであるため、通常の通行には支障はないので、通行どめなどの処置は行いませんということでお知らせをしたわけでございます。

5ページをお開きください。一之橋の設置の位置、それと次の一般図では、右岸、左岸に各3基ずつの合計6基 の落橋防止装置をつけてあるということで、その下の平面図ではどこが溶接不良だったかということで、赤い部分 が溶接不良ということでございました。

次のページ、6ページをごらんください。今回問題となっておりますのは、引っ張りで完全溶け込み溶接ということでございましたが、この溶接が良好部を見てほしいんですけども、上のところにまず溶接を行いまして、その次の段階として、ガウジングということで少し削り取って幅を持たせた中で溶接を行うということでございましたが、これが行っておりませんで、この図でいいますと上と下の真ん中に少し空洞ができているというようなことから、部分的な溶け込み溶接になっているという問題でございます。

次の7ページをごらんください。少し拡大したものがございますけども、左側の断面図を見ていただきたいんですが、この赤い部分を落橋防止装置ということで橋梁の上部工、今回は横げたに設置をいたしました。黒い部分は、橋台の橋座にコンクリートでこういう突起物をつけまして、一応大規模な地震が来た場合の横揺れをした場合でも落橋を防止できるということで設置したものでございます。

それで、いろいろと検討を重ねてきたわけでございますが、1ページ目にちょっとお戻りいただきまして、検討の経緯といたしましては、27年の12月22日に国交省が落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告というのを発表いたしまして、今後につきましては、現場条件を考慮して、学識経験者の意見を踏まえつつ、個別に検討するということで発表がされました。これを受けまして、個別に調査をしてきたわけでございますけども、29年10月3日に施工会社のほうから、元請は岡田土建工業さんでございますけども、当市の案件につきましては、補修対象外との説明があったものを受けまして、検討内容の確認のために長岡技術科学大学の大学院の岩崎教授に指導、助言を依頼したところでございまして、その岩崎教授から意見書としまして、検討内容に問題はないとの確認を受けたところでございます。

その内容につきましては、2ページをごらんください。これは、岩崎教授の意見書でございますけれども、その 3番目、検討に当たっての条件ということでございますが、設計計算上引っ張り応力を受ける溶接継ぎ手を是正の 対象とする。 2番目、部分溶け込み溶接となっている溶接継ぎ手につきましては、剪断力には抵抗するものとして 設計計算には考慮してよいと。当市に該当するのは 1番、 2番目が該当しているわけでございますが、その結果を

3ページをごらんいただきたいと思うんですけども、この下の落橋防止装置の赤線の部分につきましては、設計計算上、曲げによる引っ張りが生じる部分で、もともと隅肉溶接で設計されているということで、この赤い部分については、引っ張りで全部溶け込み溶接では今回ないので、対象ではありませんよということでございます。

その下に青い部分のところに書いてありますけども、これにつきましては、完全溶け込み溶接での設計でありましたが、ここに作用する応力というのは、曲げに伴う剪断応力ということで、部分溶け込み溶接でも構造上は問題ないということから、補修の対象外と考えるというふうな結果が来たわけでございまして、この結果を受けまして、補修等の特別な対応は必要ないというふうに判断したものでございます。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 今の説明を聞いて、この書類だけ見ていてよくわからなかったんですけど、わかりました。 ありがとうございました。

それじゃ、次に進みます。台風21号の被害です。これも今補正でもありましたけど、これで市道の分については 今補正でわかったんですけど、県道については県との協議、迂回路の問題等でほかの議員からもいろいろ話あった と思うんですけど、県道の状況について、今の結論に至っているところをこの降雪期前にどうするかお尋ねします。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 国県道関係につきましては、土砂崩壊したところは少しうちのほうも把握し切れていない部分がございますが、県道関係につきましては、被災の大きかった県道飯山新井線につきまして申し上げますが、被災箇所につきましては、7カ所あったということで、今後公共災害で2カ所、単独災害で5カ所の復旧を予定しているというところでございます。そのうちの公共災害の1カ所につきましては、現在冬場を迎える前に路肩に大型土のうを詰め込んだといいますか、並べまして対応しているということでございます。また、単独災害につきましても、隧道の手前でのり面が崩壊しているということから、仮設道路を設置いたしまして、これは大体71メーターの仮設道路でありますけども、設置いたしまして、冬期間の安全な交通に対応していくということであります。また、単独災害としたものにつきましては、今後対策につきまして調査をした段階でどういうふうな工法にするのか検討したいというふうに聞いております。また、もう一路線、県道飯山斑尾新井線でございますけども、これにつきましては、3カ所ございました。のり面崩壊が1カ所、路肩の決壊が2カ所でございまして、このうちの上樽本線につきましては、現在でも交通どめとなっておりまして、まだ上部のほうの土砂がどういうふうに動くかわからないというような状況で、対応も今後どうするかというのは県の内部で現在検討しているというふうに聞いております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 骨折ってもらってありがとうございました。それともう一カ所、東菅沼の関係ではどのよう になりましたか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 市道上濁川寸分道線の関係だと思いますけれども、降雪前に除雪業者、また県のほうと打ち合わせしまして、現在のかけ口では冬場に対応できないということで、一時その南側の声ノ沢集落の中を回す予定でおりましたけども、到底そこではこの冬の交通は対応できないということから、急遽上濁川寸分道線の被災箇所に大型土のうを積みまして、仮設工事を実施いたしました。その結果この冬につきましては、上濁川寸分道線のほうを通行するということで現在考えております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 適切な対応をしていただいてありがとうございました。もう一つお聞きしたいんですけど、

被害の中にも出ていますけど、この間の説明では、河川では普通河川は準用河川に指定しないと公共のものに持ち込まれないというような話もありましたけど、ちょっとお尋ねしたいんですけど、これ所管もし違っていたら御意見だけ聞かせてもらいたいんです。雪森地内で床下3カ所3棟あったんですよね、浸水。現場見てきたんですけど、ここでは市の防災マップにも危険だと書かれているんですけど、この間の21号では、ほかのところ見たんですけど、飛田地区ではここしか直接の被害ありませんでした。これは、実態としては内川の水位が高くなってきて、はけないんですよね、はけ口の位置では。そのためにこうなって、これは、はけ口の位置を変えるか、もっと下流側へ持っていくのか、それともここのところは非常に低い土地、天井川になって低いもんですから、この川のほうでは擁壁というか、道路との間に壁を立ったり、民地との間に壁を立ったりすればしのげるのかな。出入り口の問題もありますけど、思ったんですけど、ああいうこの河川、上のほうに行くと砂防の何とか、危険箇所とか看板出ていますけど、これはどんな格好で、いつも水つくたびにそういうふうな被害が出るんですけど、今後どうしていけばいいとお考えなんですか。雪森地内、ゴルフの打ちっ放しの反対側ですね、左岸側。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 以前4年ほど前だと思いますけども、農林課と建設課寄りまして、一部用水も上流のほうから流入しているということで検討はいたしまして、あそこにつきましては、やはり内川とほとんど出口が平らだということから、一度調整池的なものを左岸の下流側につけたらどうだというふうな話を地元とさせてもらったということは私も記憶しておりますが、その後地元からも返事がなかったのか、結論は出ていなかったというふうに記憶しております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 3棟ですけど、実際は3軒なんですよね。そうすると、圃場整備した後でもあるし、その対象も流末は兼ねているのかなと思いますので、大江口土地改良区も仲間に入れて、上のほうで一定の水位になったら分流するようにするか、先ほど申し上げましたように、はけ口をもっと下のほうへ移すか、それとも道路、民地そ境のところへ擁壁を立てるか、そんなような感じしかない。地元の人も、ああ、あそこいつも水つくんだわと。対象となる皆さんは困っているようですけど、大字としてはその程度の認識なんですが、災害防止という点では、いつもそういうふうな被害が出るということになれば、ぜひ市の建設課でリードしてでも農林課、大江口と話し合いを進めてもらいたいと思うんですが、いかがですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 当時のこと今ちょっと思い出せませんが、再度3者で話し合いのほうをしてみたいと思って おります。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) よろしくお願いします。飛田地区では実際実害あったの、あそこ。それと、そのついでなんですけど、ここのところの21号の資料によりますと、降雨量若干直してもありますが、時間降雨量一番多いところで猿橋、23日の4時のときで26ミリ、課長、ここは下水道の区域じゃないですから、あれですけど、下水道では時間最大49ミリか何かですよね。そうすると、例えば49ミリなんか降れば本当にここ、妙高高原、妙高地区もそうかもしれないですけれども、今の雪森の場所も含めて大変な状況になるような気がする数字、49ミリというのは数字のような気がするんですけど、これも下水道区域の中ではもちろん協議して下水道で整備しようが、建設課で整備しようが、前提としてこういう数字、49ミリは頭にあると思うんですけど、その周辺になるとこの数字関係なしに事業は進んでいるような気がしますが、ガス上下水道局、横の関係で、農林課も関係するんですけど、果たしてどのような数字をもとにして整備を進めるべきか、ゲリラ豪雨もあります。そういう点で今の49ミリからすれば半分

くらいののでこういう被害が出る。そこら辺の調整もあわせてお願いしたいんですけど、いかがですか。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 今後の河川改修とか、うちのほうの準用河川は余りありませんが、普通河川の改修時にはこういう数字というのは非常に出てくると思いますけども、ちなみに、国のほうから国庫災害負担として認定していただけるのは豪雨でありますと1日24時間雨量で80ミリ以上、時間雨量で20ミリ以上ということもありますので、今のところ河川改修とか、そういう大きなものは考えてはいませんが、それを超えたものにつきましては、国庫の災害の補助事業といいますか、そういうのを活用しながら被災を復旧していかざるを得ないんではないかなというふうに考えております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) そのようにお願いしたいんですけど、被害に対する対応とあわせて、日常の被害予防の観点でもう一度重要なところ、例えば雪森みたいなところを見直す、そういう努力をしていただきたいと思います。

建設課長にぜひお願いしたいと思いますが、3番目の有害鳥獣対策について、これ質問もありましたけど、前も本会議でも質問もありましたし、私も質問したんですけど、35年までに半減という点で、実態もわからないのに半減といったって、ではどれだけとればいいのかという論議になったんですけど、そういう点ではこの間長野先生の提案では、ここのときだったか、後の交流会のときだったかですけど、例えばイノシシなんかについてはやっぱり獣道があるんじゃないかという話もあって、来るのは川を通って来るのじゃないか。そういう点でイノシシにきちっと発信器をつければ、どこの川を通って出入りしているかというのはわかる。そうすると、むやみに山の中へ足跡を見つけながら探しに行くよりも、そこで待ち伏せしたほうが効果があるんじゃないですかみたいな話もしておられたんですよね。まず、ライチョウも含めてなんですけど、実態把握が大事ですが、皆さんこの実態把握、県がやるのかもしれませんが、どのように、実態把握しないうちに35年になっちゃうんじゃないかと心配なんですけど、いかがですか。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 実態調査の件にお答えいたします。実際イノシシに関しては県が調査しているわけですが、生息数、生息密度の調査方法が確立されていないということで、これは国のほうもそうなんですが、統計的な手法、これは猟友会へのヒアリング等、そういったことを聞く中であくまで統計的な手法でマックスとミニマム、ある程度の範囲を持った中で調査をやっているということで、現在イノシシに関しては平成27年度末で中央値、統計的な幅の中でその真ん中の値で約7466頭ということになっておりますので、妙高市といたしましても、現在県の計画に沿う中で捕獲の頭数等の目標のほうを定めているところでございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 今の7466頭というのは県の中央値、これは妙高市の区域での話ですか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 県全体のマクロ的な数字でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) こんなもんですかね。篠栗町行ったとき1年に2000頭もとるという話皆さんにここで報告しましたけど、うちでことしは60頭もとってすごいなといったときに、そんな話聞いて、これはネズミ算じゃないけど、イノシシ算というんですか、物すごい数ですよ、大変なことになりますよ、とても追いつかなくなりますよ、今が大事だと、こう言われたんですけど、県全体で7400頭くらいならいいのか。その判断基準もなんですけど、いずれにしても県に催促してでも何でもやはり何とか対応しないと、先ほど申し上げましたように35年が来てしまい

ます。ことしは、猟友会の皆さんから直接電話もらったりしたんですけど、飛田地区でも山沿いのほうはほとんどイノシシが入っているんですよね。この間役員会開いたら、地域の人が写真撮ってきたの持ってきたんですけど、ほんの田んぼ耕耘したみたいで、かき回したみたいです。ずっとなっています。これをどこで直すのか、マエハン部で直すのか、土地改良区へ頼むのかといって今論議しているようです。そういう点では一刻も放置できない。それで、専門家、先ほど紹介しました長野先生や何かの知見をぜひ緊急に求めながら対応策、できれば発信器なども、あのときに新年度予算の検討の中にも入れられるような積極的な対応をお願いしたいと思います。

そして、わなの話がこの間出ましたよね。あれを調べましたらファーレ旭式というんですね。くくりわなと箱わながあるんだそうです。そして、くくりわなだと1個5000円くらい、箱わなだと4万円から5万五、六千円。それで、くくりわなのものがネットに載っているんですけど、1人で1年に300頭とったと言っているんですね。とったらすぐ、引っかかったらすぐ対応しないと、足を食いちぎるのか、どうやってするのか知らないけど、足を残して逃げちゃう、そんなような状況。その片足1本がないイノシシが生き続けられるかどうかというのは問題なんですけど、そのメーカーは宮崎県のメーカーだというんです。やっぱり発信器取りつけなども含めて効率的な方策を、金がないとかなんかというんじゃなくて、そんなに莫大な費用かかるわけじゃないですから、少なくとも3月の提案のときは新年度ではここまでやるんだというような積極的な取り組みをお願いしたいと思うんですが、市長の承認なければだめかもしれませんが、市長どんなふうにお考えでしょうか。

- ○委員長(堀川義徳) 入村市長。
- ○市長(入村 明) 非常に難しいなと思っております。全国的ないろんな事例がありますが、地域性がありまして、一概にそれがイコールじゃないなという面もあります。そういう意味におきまして、このような形が続くことは避けなくちゃいけないと思っておりまして、基本的に抜本的にこうだというのがなかなか私自身も頭の中で決めかねる状態だというふうな状況で今進めております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) ぜひ対象療法みたいな後手後手にならないような施策をお願いしたいと思います。 4番目に移ります。介護保険の次期の計画が検討されていると思うんですけど、人工透析の人もう一度確認したいんですが、市内で人工透析をやっているという方の数は把握しておられますか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) ことしの11月現在78名いらっしゃいます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) それで課題になるのは、人工透析の人も毎年1つずつ年とると。そういう点で認知症の進行 もあると思うんです。人工透析をしている人が入る、受け入れてくれる特養がないという問題が全国的には社会問 題になっている。それで、施設によっては1室だけそのためにいろんな設備をつけるなんていうところも出てきて いるようですけど、この第7期ですか、そのときにこんな問題は課題となると思うんですけど、今後どのようにし ていくようなお考えですか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 今ほどお話ありましたとおり、私どもも実際に特養市内に6つございます。その中での透析患者の受け入れ等につきましては、調べたところです。施設には入所者はおりませんでした。今後の対応でございますが、考え方でございますけども、高齢透析患者の課題やっぱりあると思っております。その中でも透析を導入された原因の多くが糖尿病性の腎症、これがほとんど半分を占めているといった状況でございますので、やはり糖尿病といった問題、これは慢性腎臓病、CKDとよく言われますが、高血圧、糖尿病、脂質異常などの生活習

慣、その生活習慣病の原因には喫煙ですとか、飲酒ですとか、運動不足、肥満、過労、ストレス、こういったものが原因でございますので、今元気100歳運動進めておりますけども、第7期の介護保険事業計画の中でも介護予防、 重度化予防、自立支援の推進として健康づくりですとか、介護予防の強化、これをきちんと位置づけようと思っています。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 健康保険課長の分野でもあるかもしれませんが、分野の仕切りなしに取り組んでいただきたいと思います。それに関連してなんですけど、大変なのは、人工透析になると例えば週3回ぐらいが一番多いんだと思うんですけど、そうすると、そこへ移送するというのも大変な仕事なんですよね。その移送のことでちょっとお尋ねしたいんですけど、相談受けたんですけど、某介護施設でもちろん医師は担当はいるわけですけど、そこで診てもらっていたんですけど、状況が悪くなったと。そして、病院へ連れていった。そうしたら、介護施設の職員さんはついてこないんですよね。そして、家族だけ連れていったんですけど、カルテ見ただけじゃ、こんなの一般的に書かれているだけじゃどんな状況になっているか、どんなふうな対応してきたのかというのわからんじゃないかといって病院の医師に家族が叱られたというんです。だけど、少し具合が悪くなると大きな病院に連れていくような契約というか、連携になっていると思うんですけど、そこへ一般的には介護職員がついていくもんだと私は思っていたんですけど、ついていかない事業所もある。それは、制度上はついていかなくてもいいんですか。それとも、それは介護保険料の引き下げ、今度は少し上がるんですが、引き下げの問題もありまして、そういう点で手抜きがされているのか。そのような点についてはどのように考えておられるかお尋ねします。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 緊急搬送の場合の関係だと思うんです。こちらの場合、私どもも聞き取り等をさせていただきました。特養の場合は、嘱託医と施設看護師とが連携しまして、これは対応を図っていますと。施設では、家族に連絡をとり、連絡がつかない場合や遠方にいる場合について施設の看護職員等が同行していると、そんな状況でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 病院へ行って家族が叱られるようなことのないように、日常的に見てもらっているのは施設ですから、そこら辺で施設の担当医の問題もありますけど、ぜひ治療に役立つようなカルテをつくってもらったり、状況がわかるような説明者がついていったりするようにお願いしたいと思います。電話かかってきて急変しました。学校でも保育園でも同じですけど、保護者なり家族が行く、駆けつける。駆けつけられるところはいいんですけど、実際は有休、年次休暇もとれないところもありますから、そういう点で以前相談受けた人は、何でみなかみの里へ行かないで名香山苑を選んだんだねと聞いたんですね。そうしたら、名香山苑の場合は家族が駆けつけなくても、例えば受診日が決まっている場合でもそうですけど、渡り廊下渡ってすぐ妙高病院へ連れていってくれる。それは非常にいいところだし、高齢化による家族も電車で行ったりすると、駅に一番近いのも名香山苑だと。ああ、そういう評価もあるんだねという話ししたんですけど、ぜひまたそういう点では会議もあると思いますから、統一的な、ほかのところではついていってもらったのに、ここでは何でついていってくれないんだろうとか、そんな問題とか、もっとついでに申し上げますと、施設によってはね、この間話があったんだけども、今除湿器、大体のところでついているんで、先日友楽里館に行ったら何音しているんだと思ったら、ちゃんと除湿器がついているんですね。ある施設では、除湿器を、二、三万するんですかね、入所者が買えと言われて買わされたと。そして、出るときになったら置いていってくれと、こう言われたと、そんなような施設もあると。そこら辺で介護報酬が下がった分穴埋めしているのかななんて、そんな幾つもの事例が重なったもんだから心配したんですけど、ぜひ利用者や施設の皆

さんとの間へ入って、福祉介護の皆さん、意思の疎通を図っておいていただきたいと思います。それは要望だけで すから、そうしていただきたいと思います。

もう一つ福祉介護の関係ですけど、簡単でいいです。精神障がい者の支援についてです。グループホームがあったりして、非常にここは行き届いていると私は思っていたんです。そうしたら、在宅の精神障害の人は精神障害の訪問看護もなかなかしにくいし、上越にしかやってこないし、けいなん病院でも一部あるんですけど、担当する診療科目がなかったりするとなかなか難しい面もある。これは、今後在宅重視だとか、施設に必ずしもすっと入れるわけじゃないようなときにどんなふうに対応していくか、家族の心配を解消するために何とかしなくちゃいけないと思うんですけど、いかがですか。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) いろいろな障がい者に対するサービスもやはり多々あります。一番いいのは、どのサービスも本当に充足して、必要とされる人に必要なサービスを提供できるのが一番ベストだと思っております。しかし、一方ではなかなかそういう状況にならない部分もあろうかと思っています。一例を挙げますと例えば医師の問題にしても、これは妙高市だけじゃなくて上越市、それから糸魚川、上越圏域同様の課題でございますけれども、 屋潟の医療センターの医師不足の問題等々もございます。この件につきましては、今週末3市の精神障害家族会でまずセンターへ行って要望等もするようなことを聞いておりますが、いずれにしても、1つずつそういった不足するサービスについて丁寧にきちんと対応していきたいなというふうに思っております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) ぜひお願いします。特に心身障害、体と心の障害のとき、体の障害では外から見て大体わかるんですよね。そして、制度的にもJRの切符だとか何かでも介助者というか、付き添いの人も含めて対応する制度がありますけど、心の障害というのはなかなか表に見えないものもあって、手帳を持っていても、例えば体の場合は運転免許証の取得だって改造車なら取れる範囲の人もいるわけですね。だけど、精神障害の人はもっとそれが非常に狭まって難しいところがある。精神障害の在宅の人を移送するというのは家族が負担をするというのが多く、サービスの民間事業所もありますけど、結構な値段するんですよ。そして、大きい車しかないというところはその値段ですし、上越に小さい車の軽でやってくれるところもあるからといってわざわざそこを選んで、あいているときはいいんですけど、なかなかとれない問題もありますけど、そういうふうにして努力している。その人が言うには、身体障害と同じように精神障害の人の専門的に移送するときの車の県税、市税も含めて減免制度や、そういうのを検討してもらえないかねと、そんな話もありましたし、ぜひ今課長がおっしゃったように、施設、それに医師、医師会、そしてまた家族会の皆さんの声を定期的に吸い上げながら相談に乗ってやってもらいたいと思いますが、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長(堀川義徳) 以上で通告のありました所管事務調査が全て終了しました。 これにて所管事務調査を終わります。

○委員長(堀川義徳) 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。 これをもって建設厚生委員会を散会いたします。どうも御苦労さまでした。

散会 午前11時16分